

リース特別控除取戻税額に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名 ()
旧租税特別措置法適用条項				1			
供用廃止設備の明細	資産区分	種類	2				
		資産の名称	3				
		貸借年月日	4	(昭平・・)	(昭平・・)	(昭平・・)	
		リース契約期間の月数	5	月	月	月	
		事業の用に供した年月日	6	昭平・・	昭平・・	昭平・・	
		事業の用に供しなくなった年月日	7	平・・	平・・	平・・	
		事業の用に供した月数 (7)-(6)	8	月	月	月	
税度額額控相除相当額		リース費用の総額	9	円	円	円	
		基準リース料 $(9) \times \frac{1}{100}$	10				
		税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{1}{100}$	11				
供用廃止設備の税額控除実施額の計算	供控用除年実度施の額のり計算税額	供用年度のリース特別控除額 (別表六(二十二)「6」の供用年度分)	12				
		(12)既特取適たある に別戻用資場合 うり控し受 ちスののけが	13				
		①又は(①+②)	14		(17)の①	(17)の①+②	
		(13)+(14)	15				
		供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (12)-(15) (マイナスの場合は0)	16				
		供用年度のリース税額控除実施額 (11)と(16)のうち少ない金額)	17	①	②		
供用年度後のリース税額控除実施額の計算	供用廃止設備の緑越税額控除限度の計算	供用年度後における繰越税額控除限度超額の合計額 (別表六(二十二)「7」の合計額)	18				
		供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超額 (別表六(二十二)「9」の供用年度分)	19				
		(18)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超額の控除実施額	20				
		供のう斯取をが 用ス対ち特戻受ある 年特象既別しける 度別設に控のた場 の控備り除適資合 リ除のりの用產	21				
		③又は(③+④)	22		(27)の③	(27)の③+④	
		(21)+(22)	23				
		(18)のうち連結納税の承認を取り消された日 前5年以内に開始した各連結事業年度における 繰越税額控除限度超額の控除実施額	24				
		供用廃止設備の繰越税額控除限度超額控除実施額相当額 (18)-(19)-(20)-(23)-(24) (マイナスの場合は0)	25				
		(11)-(17)	26				
		供用年度後のリース税額控除実施額 (25)と(26)のうち少ない金額)	27	③	④		
		供用廃止設備のリース税額控除実施額 (17)+(27)	28				
リース税額の別控除算	(11)と(28)のうち少ない金額	29					
	リース特別控除取戻税額 $(29) \times \frac{(5)-(8)}{(5)}$	30					
	リース特別控除取戻税額の合計額	31					(30)の計
供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
資産の名称	32						計
事業の用に供した年月日	33	昭平・・	昭平・・	昭平・・			
事業の用に供しなくなった年月日	34	昭平・・	昭平・・	昭平・・			
リース費用の総額	35	円	円	円			円
供用年度のリース税額控除実施額	36						
供用年度後のリース税額控除実施額	37						
リース税額控除実施額 (36)+(37)	38						

別表六（二十一）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項（中小企業者等が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の11第6項（中小連続法人が特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 平成14年改正前の措置法（以下「平成14年旧措置法」といいます。）第42条の6第6項（電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合において、昭和61年4月1日から平成2年3月31日までの間に賃借をした電子機器利用設備が輸入機器であるときは、当該電子機器利用設備の輸入の許可年月日を「賃借年月日4」の括弧の中に記載します。

3 「基準リース料10」、「税額控除限度額相当額11」及び「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額19」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 平成19年旧措置法第42条の6第6項又は第68条の11第6項の規定等の適用を受ける場合には、

「基準リース料 $(9) \times \frac{10}{100}$ 10 とあるのは 「基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$ 10 」

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 とあるのは

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7}{100}$ 11 として記載します。」

(2) 平成19年旧措置法第42条の7第6項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）又は第68条の12第6項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合には、次によります。

「基準リース料 $(9) \times \frac{10}{100}$ 10 とあるのは

「基準リース料 $((9) \times \frac{60}{100})$ 又は $((9) \times \frac{60}{100} \times \frac{35.50\text{又は}75}{100})$ 10 」

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 とあるのは

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{5.7\text{又は}8.4}{100}$ 11 として記載します。」

□ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六（二十二）「9」の供用年度分）19」には、当該供用廃止設備が高度化機械である場合には、「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六（二十二）「9」の供用年度分 + 「10」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）19」と読み替えて計算した金額を記載します。

(3) 平成19年旧措置法第42条の10第6項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）又は第68条の14第6項（沖縄の特定中小連続法人が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合には、「基準リース料 $(9) \times \frac{10}{100}$ 10 とあるのは 「基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$ 10 」

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 とあるのは

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{15}{100}$ 11 として記載します。」

(4) 平成19年旧措置法第42条の11第6項（情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）又は第68条の15第6項（情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合には、「基準リース料 $(9) \times \frac{10}{100}$ 10 とあるのは 「基準リース料 $(9) \times \frac{42}{100}$ 10 」

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 とあるのは

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 として記載します。」

(5) 平成14年旧措置法第42条の6第6項の規定の適用を受ける場合には、「基準リース料 $(9) \times \frac{10}{100}$ 10 とあるのは 「基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$ 10 」

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 とあるのは

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7\text{又は}8.4}{100}$ 11 として記載します。」

(6) 平成18年改正法附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第42条の11第11項（リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）又は平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年旧措置法第68条の15第11項（リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合には、「基準リース料 $(9) \times \frac{10}{100}$ 10 とあるのは 「基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$ 10 」

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 とあるのは

「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{10}{100}$ 11 として記載します。」